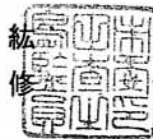


平成 17 年 10 月 31 日付をもって請求のあった住民監査請求について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 242 条第 4 項の規定に基づき監査を行ったので、同条同項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成17年12月27日

島田市監査委員 渡邊

島田市監査委員 坂下



請求人

島田市金谷 1786 番地の 2 小林義司 様

島田市監査委員 渡邊 紘

島田市監査委員 坂下 修

住民監査請求に基づく監査結果について（通知）

平成 17 年 11 月 14 日付けで提出のあった住民監査請求について、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 4 項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求人

島田市金谷 1786 番地の 2 小林義司

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成 17 年 11 月 14 日である。

3 請求の内容

請求人提出の「旧島田市議会の会派「新生しまだ」の政務調査費に関する職員措置請求書」によると、主張事実の要旨及び措置要求は次のとおりである。

(1) 主張事実（要旨）

ア 調査旅費について

旧島田市議会の会派「新生しまだ」は、平成 16 年 8 月 24 日から 8 月 26 日に岩手県北上市、花巻市に視察に行っている。その経費は 478,362 円である。

この視察には、旧金谷町の井出真由美議員が参加し、その費用は旅館代、JR 券、レンタカー代として 71,040 円であり、旧金谷町の政務調査費から支払われており、有限会社 O の領収書が添付されている。

旧島田市では「新生しまだ」の構成議員 6 人に対して 478,362 円が支払われており、一人あたりでは 79,727 円である。しかるに、同じ行程で参加した井出議員の支払いは 71,040 円であり、8,687 円の差がある。これは、有限会社 O が、「新生しまだ」にのみ高額に請求したか、「新生しまだ」が架空請求をしたかのいずれかであると判断する。

井出議員は有限会社Oの領収書を添付しているが、「新生しまだ」は同社の領収書を添付していない。支出伝票や領収書で確認できる金額は436,372円である。したがって、領収書がない41,990円の返還を求める。

また、この視察に係る経費として、軽油代3,112円、レンタカー代7,020円、手土産のお茶代6,000円の合計16,132円について、その7分の1の2,304円は井出議員が負担すべき金額であるが、旧島田市の政務調査費から支払われているので、その金額の返還を求める。

以上により、41,990円と2,304円の合計44,294円の返還を求める。

#### イ 研究研修費の飲食費について

研究研修費で昼食代が支出されているが、平成16年6月8日のA店(金額5,400円)、同10月7日B店(金額4,200円)、平成17年2月21日のC店(金額7,129円)、同3月18日のD店(金額4,200円)の領収書のうち、A店とB店の領収書のあて名の筆跡が似通っており、偽造された可能性が高い。偽造されている場合は5,400円と4,200円の合計9,600円の返還を求める。

#### ウ その他の経費について

平成16年度の「その他の経費」で176,660円が支出されている。その多くが事務用品ということであるが、明細がないために個人の使用のものか、会派としてのものか区別がつかない。個人の使用のものがあった場合は176,660円の返還を求める。

### (2) 措置要求

以上のことから、島田市長に対して、「新生しまだ」が市に与えた損害を賠償する措置を勧告することを求める。

## 4 請求の要件審査

本件監査請求は、法第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成17年11月15日付けでこれを受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

請求の内容、陳述、提出された証拠書類及び請求の要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

請求人が主張する「新生しまだ」の調査旅費、研究研修費の飲食費及びその他の経費について、政務調査費からの支出が違法不当な公金の支出であったか否かを監査対象事項とした。

### 2 監査対象部局及び事情聴取した関係職員

島田市議会事務局を監査対象部局とし、関係書類を調査したほか、平成17年11月30日に議会事務局長、事務局主事から事情聴取を行った。

### 3 関係人調査

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、平成 17 年 11 月 30 日に旧島田市議会会派「新生しまだ」代表大池幸男議員、旧金谷町の井出真由美議員から事情聴取を行った。

### 4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 17 年 11 月 21 日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。請求人からは新たな証拠の提出はなかった。

## 第3 監査の結果

本件請求についての監査結果は、合議により次のとおり決定した。

本件請求については、請求人が主張する違法不当な支出があったとは認められず、請求には理由がないものと判断し、請求を棄却する。

以下、その理由について述べる。

### 1 事実関係の確認

#### (1) 政務調査費について

政務調査費の交付制度は、法第 100 条第 13 項及び第 14 項の規定に基づき、平成 13 年 4 月 1 日施行された「島田市議会政務調査費の交付に関する条例」（以下「条例」という。）により、島田市議会議員の市政の調査研究に資するため必要な経費の一部を議会における会派又は会派に属していない議員に交付されている。

#### (2) 政務調査費の使途基準について

政務調査費の使途基準については、条例第 6 条及び平成 13 年 4 月 1 日施行された「島田市議会政務調査費の交付に関する規則」（以下「規則」という。）第 6 条において、会派又は会派に属していない議員に係る政務調査費の使途基準が規定されており、会派に係る政務調査費の使途基準は別表に次のとおり規定されている。

#### 別表第 1（第 6 条関係）

項目	内容
研究研修費	会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費（会場借上料、講師謝金、研修会負担金、旅費、自動車借上料等）
調査旅費	会派の行う調査研究のために必要な先進地の調査又は現地調査に要する経費（旅費、自動車借上料等）
資料作成費	会派の行う調査研究のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本費、翻訳料等）
資料購入費	会派の行う調査研究のために必要な図書、雑誌等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究、議会活動及び市の政策について市民に報告し、広告

	宣伝をするために要する経費（印刷製本費、郵便料、会場借上料等）
広聴費	会派が市民からの市政及び会派の政策等に対する要望並びに意見を聴取するための会議等に要する経費（会場借上料、印刷製本費等）
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究に必要な経費（文具費、調査委託料、臨時雇い賃金等）

(3) 調査旅費について

監査の結果、岩手県北上市、花巻市への視察に係る経費の支出について、「新生しまだ」から市議会議長に提出された視察報告書並びに政務調査費収支報告書及び添付されていた領収書等により、次の事項を確認した。

ア 平成 16 年 8 月 24 日から 8 月 26 日に岩手県北上市、花巻市へ「新生しまだ」6 名が行政視察を行った。

イ この視察に係る経費は 478,362 円であったと政務調査費収支報告書に記載されており、収支報告書に添付されていた領収書等は次のとおりである。

旅費（交通費・日当・宿泊料）71,040 円×6 名	426,240 円
軽油	3,112 円
レンタカー料金（追加料金）	7,020 円
合計	436,372 円

収支報告書に記載されている視察に要した経費は 478,362 円であり、収支報告書に添付されている領収書等の合計額は 436,372 円である。この差額は 41,990 円である。

ウ この視察に旧金谷町の井出真由美議員が参加した。井出議員が提出した政務調査実施報告書、平成 17 年 11 月 30 日に実施した井出議員に対する事情聴取により、次の事項を確認した。

井出議員の実施報告書に記載されている経費

交通費（JR 券）	37,040 円
宿泊料	26,200 円
レンタカー代	7,800 円
合計	71,040 円

ただし、井出議員が旧金谷町政務調査費からレンタカー代 7,800 円を支出したのは勘違いをしていたもので、レンタカー代は「新生しまだ」が全額負担しているとして、平成 17 年 11 月 14 日に井出議員から島田市に返還されていた。

エ この視察に関わり、視察先への手土産としてお茶代 6,000 円が支出されていた。

この経費は視察の経費が報告されていた「調査旅費」の項目ではなく、「その他の経費」の項目に区分されていた。

(4) 研究研修費の飲食費について

「新生しまだ」の収支報告書の研究研修費の項目に会議費（昼食代等）9,600 円の記載があること、添付されている領収書に平成 16 年 6 月 8 日の A 店（金額 5,400 円）、同 10 月 7 日の B 店（金額 4,200 円）の領収書があること、この領収書に、請求人の

主張のように似た筆跡のあて名が記載されていることを確認した。

(5) その他の経費について

「新生しまだ」の収支報告書の「その他の経費」の項目に事務用品等として 176,660 円が記載されていた。

預金通帳に記載されていた支出に関するメモと領収書とを照合したところ「その他の経費」の内訳は次のとおりであった。

文具代 6 件	118,581 円
プリント (写真) 代 4 件	31,135 円
お茶 (視察手土産) 代 2 件	12,000 円
図書購入代 1 件	10,815 円
食事代 2 件	11,329 円
月刊誌購読料返戻金	△ 7,200 円
合計	176,660 円

これらの支出のうち、収支報告書における項目の区分が誤っていると判断されるものがある。図書購入代、月刊誌購読料返戻金は資料購入費に、食事代は事情聴取によれば会派の会議に係る昼食代であるので、研究研修費に区分するべきものと判断される。

## 2 議会事務局の説明

### (1) 調査旅費について

収支報告書に記載されている視察に係る経費 478,362 円と添付の領収書等で確認できる金額 436,372 円との差額 41,990 円について、議会事務局の説明は次のとおりである。

収支報告書に記載されている視察に係る経費と添付されている領収書等の金額との差額 41,990 円は視察の際に支出されたレンタカー代である。その金額は旅行会社 (有限会社 O) へ支払った旅行費用の中に入っており、その金額が分かる明細として、収支報告書に請求書を添付したものである。旅行会社 (有限会社 O) に支払った総額の領収書は会派に関する文書フォルダーに入っている。

### (2) 研究研修費の飲食費について

政務調査費から食糧費を支出すること及び A 店の領収書と B 店の領収書のあて名の筆跡が似ていることについて、議会事務局の説明は次のとおりである。

政務調査費で食糧費を支出することについては、会議に伴う食事を、社会通念上認められる範囲の単価であれば対象としてきた。

会派の会議を委員会室で行い、昼食を注文することがあるが、出前を頼んだ店が議会事務局の窓口にあて名を記入しない領収書を持ってくることがある。領収書のあて名の記載を職員が頼まれることがあり、この 2 枚の領収書のあて名は職員が記載したものである。

### 3 関係人「新生しまだ」代表大池議員の説明

#### (1) 調査旅費について

視察に要した経費として報告している金額のうち、領収書を添付していない金額41,990円はレンタカー代金であり、視察に係る請求書に内訳が記載されており、領収書もどこかにとってあると思う。

また、この視察はもともと「新生しまだ」が計画したものであるが、旧金谷町の井出真由美議員が参加したものである。レンタカー代、軽油代、手土産のお茶代は、すべて「新生しまだ」が負担したが、参加者が1名増えても余分にかかる経費ではない。

#### (2) 研究研修費の飲食費について

食事代の領収書2枚は、会派6名が庁舎内で会議を行った時の昼食代である。

領収書のあて名の筆跡が似ていることについては、出前を頼んだ店があて名を記入していない領収書を持って来たため、議会事務局職員が記入したものと推測する。

#### (3) その他の経費について

事務用品は会派の活動に関わって各議員が必要とするものを購入し、使用することについて問題はないと思う。

### 4 監査委員の判断

#### (1) 調査旅費について

議会事務局が提出した関係資料を調査したところ、視察に係る有限会社〇の請求書に対応する領収書があることが確認された。請求書の内訳にはレンタカークーポン41,990円と記載されていることから、レンタカー代として41,990円の支出があったものと判断される。政務調査費収支報告書にその領収書の写しが添付されていないことは、報告書としては不備であったと認められる。

また、レンタカー代、軽油代、手土産代については、参加者が1名増えることによって、支出金額が増える性格の経費ではない。この視察はもともと「新生しまだ」が計画した視察であり、全額「新生しまだ」が負担していても、島田市に損害を与えたことにはならないと判断する。

#### (2) 研究研修費の飲食費について

議会事務局及び「新生しまだ」代表大池議員の説明によれば、会議に伴って昼食をとった事実に基づいて政務調査費から支出したものであると判断される。昼食代の領収書2枚のあて名の筆跡が似ていることについては、議会事務局職員があて名を記入したものと認められる。食糧費については、社会通念上認められる単価の範囲で政務調査費からの支出を認めており、一人当たりA店が900円、B店が700円の昼食代は不当な支出とは言えない。

#### (3) その他の経費について

収支報告書の「その他の経費」の項目に事務用品等として176,660円が記載されており、調査の結果、このうち文具代6件の支出は118,581円である。

個人の使用するものであれば返還を求めるとの請求人の主張は、私的利益のために

購入したものであれば返還を求めるという意味と解する。

関係人は、事務用品は会派の活動に関わって各議員が使うものを購入したものであると説明している。

規則に規定する使途基準において、会派又は会派に属していない議員の行う調査研究に必要な経費として文具費の支出が認められており、個人議員にも文具費の支出は認められている。会派に所属する議員が調査研究活動のために必要であると判断して事務用品を購入したものである以上、これを政務調査費に当たらないと断定することはできない。

なお、本件請求に関して、市長及び市議会議長に対して次のとおり要望したので申し添える。

政務調査費の使用については、条例規則に基づいて、経理責任者によって経理が行われ、使途基準に従って使用され、適切に収支報告が行われるよう要望する。その使用について市民の信頼を損ねることのないよう慎重に取り扱われたい。

また、本件請求に関して旧金谷町井出議員の政務調査費を調査する中で、政務調査実施報告書に記載されている宿泊料が、旧金谷町の政務調査費の支出基準に基づいたものであったかどうかということ、報告書に添付されている領収書があるにもかかわらずレンタカー代の支出は勘違いであったとして返還され、市はこれを収納していることには疑問が残る。

このことについては、監査対象事項ではないため、市当局において確認されたい。